○国土交通省告示第千百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年九月二十八日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　大阪都市計画公園事業五・四・三十二号大深町公園

三　事業施行期間　自令和二年七月六日至令和九年六月三十日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○国土交通省告示第千百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月二十八日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

竹ノ輪川第五支川

二　砂防法第二条の土地の表示

愛知県新城市竹ノ輪の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°53′19.8544″	137°34′45.2561″
2	34°53′18.4192″	137°34′42.6660″
3	34°53′17.9952″	137°34′41.5163″
4	34°53′18.2667″	137°34′40.3284″
5	34°53′18.6380″	137°34′40.3931″
6	34°53′18.9965″	137°34′41.6415″
7	34°53′19.4676″	137°34′42.0692″
8	34°53′21.4559″	137°34′37.7005″
9	34°53′21.6898″	137°34′37.8140″
10	34°53′21.4169″	137°34′40.9165″
11	34°53′20.9110″	137°34′45.1984″

○国土交通省告示第千百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月二十八日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滑川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字端塚　二五二六番

二五二七番一及び二五二七番二

二五二八番一及び二五二八番二

ロ　熊本県阿蘇市一の宮町坂梨の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線及び一点と四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和三年国土交通省告示第千三百七十七号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	32°55′32.1848″	131°08′15.4237″
2	32°55′32.0808″	131°08′15.3698″
3	32°55′32.1409″	131°08′15.2051″
4	32°55′32.2496″	131°08′15.2459″

○国土交通省告示第千百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月二十八日

国土交通大臣　井林　辰憲

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鬼丸川六

(二)　砂防法第二条の土地の表示

大分県津久見市大字上青江の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°04′43.2919″	131°49′38.2210″
2	33°04′43.0102″	131°49′38.5406″
3	33°04′41.4744″	131°49′38.2103″
4	33°04′41.5200″	131°49′39.2663″
5	33°04′38.8018″	131°49′39.9347″
6	33°04′37.9494″	131°49′39.6776″
7	33°04′37.4310″	131°49′38.8642″
8	33°04′37.4298″	131°49′37.9607″
9	33°04′39.0552″	131°49′36.7108″
10	33°04′40.7166″	131°49′37.6267″
11	33°04′42.9444″	131°49′37.9698″
12	33°04′43.0343″	131°49′37.3731″
13	33°04′43.3160″	131°49′37.3351″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

門前川一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

大分県津久見市大字下青江の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°04′30.1058″	131°50′56.6722″
2	33°04′28.7442″	131°50′57.6255″
3	33°04′27.9967″	131°50′58.5112″
4	33°04′26.6258″	131°50′57.3826″
5	33°04′25.2402″	131°50′56.7898″
6	33°04′25.2681″	131°50′56.2336″
7	33°04′27.3407″	131°50′54.6628″
8	33°04′27.8173″	131°50′54.0290″
9	33°04′28.4327″	131°50′54.1947″
10	33°04′28.5598″	131°50′55.1910″
11	33°04′28.9398″	131°50′55.1157″
12	33°04′29.0074″	131°50′54.3743″
13	33°04′30.5701″	131°50′54.1230″
14	33°04′30.3656″	131°50′55.4550″
15	33°04′29.6042″	131°50′55.8954″
16	33°04′29.5147″	131°50′56.3353″
17	33°04′30.0603″	131°50′56.2917″

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

第二矢原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

大分県竹田市大字入田の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°56′14.4452″	131°24′02.9389″
2	32°56′14.3883″	131°23′59.9901″
3	32°56′15.3353″	131°23′58.3897″
4	32°56′16.0666″	131°23′53.6460″
5	32°56′14.1349″	131°23′53.9412″